

參考資料

参考資料１．記述表現について

都市計画マスタープランの文書表現（語尾の記述）については、実施主体や計画熟度に従って次のとおり整理しています。

表現方法	実施主体	目標年次	計画熟度
～目指します。 ～図ります。	町が主体、町民と協働	継続	目標、方向性に関する施策
～進めます。 ～推進します。 ～取り組みます。 ～整備します。 ～実施します。	町が主体	短期及び 継続	既に事業着手されている。 概ね 10 年以内に優先的に取り 組む施策 総合計画等に位置づけられて いる事項
～努めます。	町が主体	長期	目標達成に時間がかかるが、継 続して取り組んでいく事項
～検討します。	主体が決定していない。	継続	目標の実現に向けて、庁内、関 係機関、町民との協議・調整・ 検討が必要な事項
～誘導します。 ～促進します。 ～働きかけます。	事業者（国・県・町民含 む）の取り組みを誘導・ 促進	継続	
～支援します。	町民・地域団体の活動を 支援する。	継続	継続的な取り組みが必要な施 策

あ行

アーバンデザインガイドライン（兵庫県）
播磨科学公園都市で導入している「アーバンデザイン計画」のガイドライン（指針）のこと。

このガイドラインは、播磨科学公園都市全体を統一した視点に基づき地形、修景緑化、建築デザイン等を機能と景観の両面から一体的に整備することにより、快適な居住空間と優れた研究環境を確保することを目的としている。

アドプト制度

特定の公共施設（道路、公園、河川等）について、行政と市民団体や民間業者が契約し、定期的な美化活動を行う制度のこと。美化活動を行う主体は、地域住民、ボランティア団体が多く、行政はそれらの活動に対し一定の支援を行うという形式が多い。「Adopt」とは、英語で「養子縁組をする」といった意味合いがあり、公共施設を地域で引き受けるといった意味合いの制度。

（一） 線

一般県道。

運動公園

野球場やテニスコート、陸上競技場、プール等の運動施設が設置されている公園を指す。標準的な規模は 15～75ha である。

X線自由電子レーザー（XFEL）

波長が 線（可視光よりも波長がとても短い）領域のレーザーで、物質を分子レベルの大きさで、かつ瞬時の動きを観察できると考えられている。上郡町では、播磨科学公園都市の Spring-8 キャンパス内に XFEL 施設が建設されている。

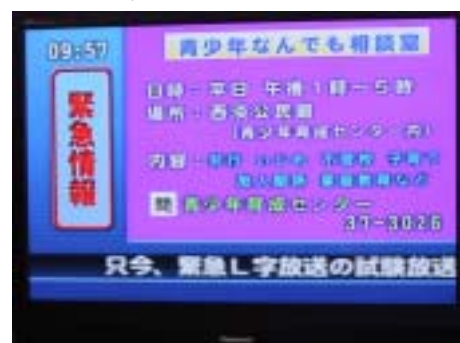
NPO

Non-Profit Organization の略。行政や民間企業に属さず、社会的に必要な公益的活動をする市民による非営利の民間組織。

L字放送システム

L字放送は別名、複合型情報放送という。

番組で表示する字幕等から邪魔にならないように、放送されている映像を縮小、余白部分に情報を提供する。余白部分が L 字であることから L 字放送と呼ばれる。



L字放送の画面

沿道サービス施設

車両の通行上必要不可欠なサービスを指し、ガソリンスタンドや自動車修理場等がこれに該当する。広い意味では、幹線道路沿道という立地条件を生かした商業・業務、多様なサービス施設全般を指す。

オープンスペース

都市または敷地内で、建物のない場所、空間。都市計画・法律用語としては、空地を空地のまま存続させることを目的に確保した土地・空間を意味する。

か行

開発行為

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画・形質の変更を指す。

街区公園

都市計画施設で、主として街区内に住む人が利用するために設置される公園。誘致距離 250 m、面積 0.25ha を標準として配置される。

キス&ライド

自宅から最寄りの駅又はバス停まで自動車等で家族に送り迎えをしてもらい、電車やバス等の公共交通機関を利用して目的地に向かう通勤・通学形態等のこと。

急傾斜地崩壊危険区域

がけの斜面角度が30度以上でかつ高さが5m以上のがけ地のうち、崩壊の恐れがあるとして「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、都道府県知事が指定する土地。

狭あい道路

建築基準法では、道路は幅員4m以上あることとされており、その幅員に満たないものをいう。例として、いわゆる「(建築基準法42条第2項道路)」等がある。

協働

パートナーシップの関係を前提として、課題や目的を共有しながら、より良いものを創り上げていく具体的な「行為や行動」のこと。

区域区分

都市計画区域ごとに計画的に市街化を図る市街化区域と原則的に市街化を抑制する市街化調整区域とを区分することをいい、「線引き」ともいわれる。無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地形成を図る上での有効な制度として用いられる。

計画フレーム

過年度の人口実績値(一般的に国勢調査人口を使用)を用いた将来人口の予測値。

広域防災拠点

災害発生時の活動拠点としての機能及び平常時の防災活動を備えた施設。兵庫県では、阪神・淡路大震災を教訓に、救助資機材等の備蓄や地域内外からの救援物資の集積・配送と応急活動要員の集結・出勤の拠点として、県下各地に広域防災拠点を整備している。

広域都市計画基本方針(兵庫県)

兵庫県を7つの区域に区分し、都市計画区域外も含めた広域的な観点から、各地域の課題・目標・都市づくりの方針等を示す都市計画の基本方針のことで、都市計画区域マスタープラン及び市町都市計画マスタープランの指針となる。

公共交通(機関)

電車、バス、地下鉄などの不特定多数の人々が利用できる交通機関のこと。

国勢調査

国の人口・世帯の実態を明らかにすることを目的として行われる最も重要な統計調査。総務庁統計局が5年ごとに実施、発表する。日本に居住するすべての人・世帯を対象として、年齢、世帯、国籍、就業状態、仕事の種類、世帯員の数、住宅等、人口の基礎的的属性を知るための調査。英語ではセンサス(census)といわれる。

コミュニティ

一般的に共同体または共同社会。その中でも「地域コミュニティ」は、地域・習慣・生活様式・利害等による結びつきが強く、地域性を持った共同体。地域社会。

コミュニティバス(community bus)

一定の地域内を、その地域の必要目的に合わせて運行するバスのこと。小型バス等による運行事例が多く、路線バスでは対応しにくい、細かい需要に対応するバス運行システム。

コミュニティバランス

地域コミュニティにおいて、子どもから高齢者まで適切な年齢で構成(バランス)された状態。地域で高齢者層の比率が高く、青壮年層の比率が低くなると地域活動や自治会運営等にも支障が出るようになり、地域コミュニティの崩壊が危惧されている。

さ行

サテライト（状）

既存の拠点（施設）を中核として、局となる施設や機能を周辺に配置すること。

市街化区域

都市計画で定める既に市街地を形成している区域や概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画で定める都市の健全な発展を図るため、市街化を抑制する区域。

市街地整備

良好な市街地環境を創出することを目的として、市街地の基盤施設や環境を整備することを総称している。

地場産業

広義には一定地域に集中して産地形成を成し、分業化され地域の素材・資源を利用して特産品を製造する産業を指す。

狭義には近代化の過程で移植された工業ではなく、地域に根ざした在来型の伝統的産業を指す。（例えば漆器、織物、人形、陶磁器や竹細工等）

社会移動趨勢型（推計人口）

将来人口推計の一つ。自然増減（出生・死亡関係）と社会増減（転入・転出関係）を見込んだ推計。

社会移動封鎖型（推計人口）

将来人口推計の一つ。自然増減（出生・死亡関係）を見込んだ推計。社会増減（転入・転出関係）は見込まない。

（主） 線

主要地方道。道路法第56条の規定により、国土交通大臣が指定する主要な都道府県道又は市町道。高速道路や一般国道と一体となって広域

交通を担う幹線道路。

住環境

「住む」という視点から見た環境。道路や公園等の整備状況、又は日照・通風等、住居を取り巻く環境のこと。

人口フレーム

過去の実績や今後の社会情勢等を考慮し、予測された将来人口。ヘクタール（ha）あたりの人口密度で表す。

シンボルロード

並木の形成、幅広い歩道整備、電線類の地中化、テーマに沿ったまち並み形成等、地域や地区の象徴となる道のこと。

ストック

蓄えた物。

ここでは道路、公園、上下水道等の都市施設や建築物等の既に整備された社会資本のことを意味する。

SPring-8（大型放射光施設 SPing-8）

播磨科学公園都市にある放射光施設。「超光子リング8GeV」の略。多様な物質の構造解析に利用されている。

生活関連機能

都市機能のうち、日常生活において必要とされる商業（食料品、生活必需品）や医療等の機能のこと。

生活利便施設

官公庁や駅、図書館、郵便局等の公共公益施設、スーパーマーケットや電器店等の買物施設、銀行やサービス店舗の事務所施設等の日常生活で頻繁に利用される施設を指す。

線引き

「区域区分」参照。都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分すること。

先端産業（企業）

ハイテク産業。コンピューター・バイオテク

ノロジー・ロケット等、高度な技術や先端的な技術を中心にした産業のこと。

総合計画

市町の行政運営の最も基礎となる計画であり、市町の将来像とその実現のための施策体系、施策の方向内容等を示すもので、市町都市計画マスタープランの上位に位置づけられる。

総合公園

休息や鑑賞、散歩、運動等を目的に市民が総合的に利用できる公園を指す。標準的な規模は10～50haである。

た行

第1次産業

日本標準産業分類の一つで、自然界に働きかけて直接に富を取得する産業が分類される。農業、林業、漁業がこれに該当する。

第2次産業

日本標準産業分類の一つで、第1次産業が採取・生産した原材料を加工して富を作り出す産業が分類される。鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業等がこれに該当する。

第3次産業

日本標準産業分類の一つで、複雑で多様な産業が分類されている。電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業、学術研究・専門技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、公務（他に分類されるものを除く）、その他分類不能の産業が該当する。

地域地区

都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物等についての必要な制限を課することにより、合理的な土地利用を図るため

に設定される土地利用ゾーニングのこと。都市計画法により定められ、「用途地域」「特別用途地区」「その他の地域地区」に大別される。

地域防災計画

災害対策基本法（第40条）に基づき、各地方自治体（都道府県や市町村）の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務等を具体的に定めた計画のこと。

地区計画

都市計画法に基づき、比較的小規模な地区を対象に、建築物の形態、公共施設の配置等、地区にふさわしい良好な環境の形成、または保全のために定める都市計画。地区の整備、開発、または保全の方針や地区整備計画が定めることができる。

地区整備計画には、地区施設としての道路・公園等の配置と規模、建築物等の用途、容積率、建ぺい率、敷地面積、建築面積、壁面の位置、高さ等の制限等、その地区計画の目標を達成するために必要な事項を定めることができる。

広義には、住宅地高度利用地区計画、再開発地区計画、防災街区整備地区計画、沿道地区計画、集落地区計画も含めた地区計画等の全体を指すこともある。

地区公園

徒歩圏内の住民を対象とした、スポーツ施設や休憩施設が配置される公園を指す。1km以内の距離で行けるように配置され、標準的な規模は4haである。

チスジノリ

絶滅が危惧されている植物で、危急種とされている。鹿児島伊佐市川内川と熊本県山鹿市菊池川に生息するものは、国の天然記念物に指定されている。絶滅危惧種のオキチモズクと同じ紅藻類である。

定住自立圏（構想）

地方から東京等大都市圏への人口流出を抑えるため、人口5万人程度以上で昼間人口が多い

都市が「中心市」となり、生活面・経済面で関わり深い周辺市町村を含む地域を「定住自立圏」として協定を結ぶ。その圏域全体で、中心市が策定する定住自立圏共生ビジョンに沿った医療・福祉・教育等の生活機能の強化、交通・情報通信等の基盤整備や地域内外の住民の交流、人材育成等、人口定住に必要な生活機能の確保に取り組むこと。

(都) 線、公園

都市計画決定された施設、道路・公園等。

都市計画法第 11 条の規定により、都市施設として都市計画決定されたもの。

都市機能

都市での様々な活動を支える機能を指す。商業、業務、広域行政サービス、産業、アミューズメント、教育文化、福祉医療等を意味する。

都市計画

都市計画区域において、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画。

都市計画区域

【都市計画区域】

都市計画法第 5 条の規定により、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図る必要がある区域として、都道府県が指定する区域のこと。用途地域の指定や都市施設（道路や公園）の整備が行われる。建築基準法における集団規定が適用され、基本的に建築物の建築に確認申請が必要となり、交通上、安全上、防火上及び衛生上、一定基準を満たした建築物が建築される。

【線引き都市計画区域】

都市が無秩序に拡大するのを防ぐことを目的として、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域の 2 つのエリアに区分した都市計画区域のこと。市街化区域では市街化を推進し、市街化調整区域では市街化が厳しく制限

される。

【非線引き都市計画区域】

市街化区域と市街化調整区域の区域区分が定められていない都市計画区域。

都市計画区域マスタープラン

都道府県が都市計画法に基づき策定するもので、市町村を超える広域的見地から、都市計画の目標や土地利用、主要な都市計画の決定の方針等を示す。

都市計画法

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的として、昭和 43 年に制定された法律で、都市地域における土地利用と都市整備に関する各種制度の基本となる法律。

都市構造

道路、鉄道等の根幹的な都市施設や河川等の大規模な地形・地物を骨格として、都市の機能や土地利用をイメージする空間構成を表現したもの。

都市施設

都市計画法第 11 条の規定に掲げられる施設。都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設。（道路・公園・駐車場・ごみ処理場等）そのうち、都市計画決定されたものを「都市計画施設」という。

土地区画整理事業

道路・公園・河川等を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用増進を図る事業。基本的には、地権者が土地の一部を公共施設用地として出し合い（減歩）、残りは宅地として形を整えて交付を受ける（換地）仕組みで、宅地の面積は従前に比べ小さくなるものの、利用価値の高い宅地が得られる。

な行

ナノテク（ナノテクノロジーの略）

1の10億分の1の単位をナノといい、ナノメートル（1億分の1m=100万分の1mm）クラスを領域を対象としている科学技術分野を指す。

ニーズ

広義には、顧客が求めているものやことを指す。要求。必要。

狭義には人間が生活を営む上で、不可欠な生理的な欲求を指す。（空腹、のどの渇き、寒さ、睡眠等）

二地域居住

都会に暮らす人が、週末や一年のうち一定期間を農産漁村で暮らす生活様式。（団塊の世代やリタイア層の都市住民に広がることが予想される生活様式。）

ネットワーク

人やもの、道路等をつなぐこと。

農業集落排水

農業集落における快適な生活環境の整備と海や川の水質保全を図るため、生活排水等を処理する事業・施設等のこと。

農業振興地域

農業の健全な発展と農業の振興を図るために指定された区域のこと。

は行

パブリックコメント

行政が政策や計画等を立案・作成するにあたり、住民意見を募集し、意見を汲み取って政策決定に反映させる制度。

バリアフリー（barrier free）

障害を持つ人や高齢による身体機能が低下した人の日常生活や社会生活における、物理的、社会的、制度的、心理的および情報面での障壁（バリア）を取り除いていくこと。

防火地域、準防火地域

防災の観点から建物の構造や仕様に制限を設けた地域のこと。「防火地域」では、地階を含む階数が3以上か、または延べ床面積が100㎡を超える建物は耐火構造にしなければならない。（100㎡以下の場合は、準耐火建築物にすることが義務づけられている）。一般的には市街地等、建物が密集している地域や、幹線道路沿いに指定されている。

ま行

密集市街地

道路等の都市基盤の整備が行われないうまま、住宅等の建築物が高密度に建っている市街地。

や行

ユニバーサル（社会・デザイン）

「ユニバーサル」とは、「普遍的な」「すべての人の」と訳され、「だれもが～しやすい」「だれもが～できる」という意味。ここでは「だれもが暮らしやすい社会」「だれもが参加できる社会」という意味。

用途地域

都市における将来のあるべき姿を実現する手段として、土地利用の性格を明確にするとともに、建築物の用途、容積、形態等を制限し、都市環境の管理と土地利用の誘導を図るために定める制度。都市計画法に基づく地域地区の一種で、用途別に12種類に分類される。

ら行

ライフスタイル（Life Style）

生活様式。営み方。人生観・価値観・習慣等を含めて用いられる。

ライフライン

都市の社会基盤として、電気やガス、水道等、住民生活の根幹をなす必須の施設。

レクリエーション

仕事・勉強等の肉体的・精神的疲労を癒し、元気を回復するために休養をとったり娯楽を行ったりすること。また、その休養や娯楽そのものを指す。

流通業務

輸送、保管、荷さばき、流通加工、その他物資の流通に係わる業務。

わ行

ワークショップ

英語では、仕事場、作業場、の意味。ここでは、参加者が専門家の助言を得ながら問題解決のために行う研究会、討論会。または参加者が自主的活動方式で行う講習会。

受け身型学習からの転換として、日本でも盛んに行われるようになった。ワークショップは、芸術分野、学校教育、企業研修、住民参加のまちづくり等、様々な分野で行われている。

参考資料 3 . 上郡町都市計画マスタープラン策定経過の概要

平成 21 年 10 月 13 日	第 1 回上郡町都市計画マスタープラン等 策定委員会
平成 21 年 10 月	住民意向調査（アンケート調査）実施 事業者意向調査（アンケート調査）実施
平成 21 年 12 月 24 日	第 1 回上郡町都市計画マスタープラン等 検討部会
平成 22 年 2 月 24 日	上郡町都市計画審議会
平成 22 年 2 月 26 日	第 2 回上郡町都市計画マスタープラン等 検討部会
平成 22 年 4 月 26 日	第 2 回上郡町都市計画マスタープラン等 策定委員会
平成 22 年 5 月 12 日	第 3 回上郡町都市計画マスタープラン等 検討部会
平成 22 年 5 月 14 日	上郡町都市計画審議会
平成 22 年 5 月 20 日	第 3 回上郡町都市計画マスタープラン等 策定委員会
平成 22 年 7 月 1 日	上郡町都市計画審議会
平成 22 年 9 月 15 日	西播磨県民局まちづくり推進協議会
平成 22 年 11 月 2 日	第 4 回上郡町都市計画マスタープラン等 検討部会
平成 22 年 11 月 5 日	第 4 回上郡町都市計画マスタープラン等 策定委員会
平成 22 年 11 月 12 日	上郡町都市計画審議会
平成 22 年 12 月 1 日 ～平成 22 年 12 月 19 日	住民説明会（地区公民館及び役場大会議室）
平成 23 年 1 月 11 日 ～平成 23 年 2 月 9 日	上郡町都市計画マスタープラン見直し（素案） パブリック・コメントの実施
平成 23 年 2 月 18 日	第 5 回上郡町都市計画マスタープラン等 検討部会
平成 23 年 2 月 21 日	第 5 回上郡町都市計画マスタープラン等 策定委員会
平成 23 年 3 月 3 日 ～平成 23 年 3 月 17 日	上郡町都市計画マスタープラン（案） 法定縦覧
平成 23 年 3 月 29 日	上郡町都市計画審議会（諮問）